

令和3年9月3日

長崎電気軌道株式会社の 軌道事業の旅客運賃上限変更認可について

令和3年6月23日付けで、長崎電気軌道株式会社から軌道法第11条の規定に基づき申請のあった軌道事業の旅客運賃上限変更については、本日付けをもって申請のとおり認可しましたのでお知らせします。また、当該申請事案について、広く利用者から意見を聴くためにパブリックコメントを実施したところですが、ご意見はありませんでした。

【概要】

1. 申請日

令和3年6月23日

2. 申請者

長崎県長崎市大橋町4番5号
長崎電気軌道 株式会社
代表取締役社長 中島 典明

3. 変更しようとする上限運賃を適用しようとする路線

全路線

本線(住吉～崇福寺) 6.9km
赤迫支線(赤迫～住吉) 0.4km
桜町支線(長崎駅前～市民会館) 0.9km
大浦支線(新地中華街～石橋) 1.1km
蛍茶屋支線(西浜町～蛍茶屋) 2.3km

4. 申請の理由

長崎電気軌道株式会社は長崎市中心部の主要道路沿いに合計11.6kmの路線を有し、主に通勤通学の手段として利用されており、また観光者の移動手段としても重要な役割を果たしている。

近年のインバウンド需要や「明治日本の産業革命遺産」と「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の2つの世界文化遺産の登録といったプラス要因はあったものの、地元利用者においては少子高齢化や若年者の県外流出による人口減少、マイカー通勤者の増加等により輸送人員は平成6年度をピークに減少傾向となっている。

一方、利用者の利便性向上や「交通バリアフリー法」への対応を目的として、全国相互利用が可能となるICカード「nimoca」の導入や10停留場への液晶表示器設置、超低床式車

両を6両導入しており、令和3年度以降も超低床式車両の導入や4カ国語表示が可能な車外行先表示器のLED化、停留場への液晶表示器設置を予定している。さらには、西町変電所の更新や停留場改良も計画しており、今後の利用者利便の向上のための施策及び輸送施設の安全対策のために、非常に厳しい経営状況となることが見込まれていることから本申請に至ったもの。

5. 変更しようとする上限運賃の種類及び額

【普通旅客運賃】

種 別	現 行	申 請	値上率 (%)	備 考
大 人	130 円	140 円	7.69	
小 児	70 円	70 円	-	変更なし

【定期旅客運賃】

種 別	現 行	申 請	値上率	備 考	
通勤定期	1 箇月	5,230 円	5,630 円	7.64	
	3 箇月	14,440 円	15,540 円	7.61	
	6 箇月	-	30,410 円	-	新 設
通学定期 (高校以上)	1 箇月	4,450 円	4,790 円	7.64	
	3 箇月	12,290 円	13,230 円	7.64	
	6 箇月	-	25,870 円	-	新 設
通学定期 (中学)	1 箇月	4,060 円	4,370 円	7.63	
	3 箇月	11,210 円	12,070 円	7.67	
	6 箇月	-	23,600 円	-	新 設
通学定期 (小学)	1 箇月	1,890 円	1,890 円	-	変更なし
	3 箇月	5,220 円	5,220 円	-	変更なし

	6箇月	-	10,210円	-	新設
通勤通学 定期	1箇月	7,070円	-	-	廃止
全線定期	1箇月	10,460円	11,260円	7.64	
	3箇月	-	31,080円	-	新設
	6箇月	-	60,810円	-	新設

6. 増収率

定期外運賃	6.3%
定期運賃	6.7%
全体	6.3%

7. 収支実績及び推定

	令和元年度 (実績)	令和3~5年度推定 (3年間合計)	
		現行	改定後
収入	1,793,957	5,255,508	5,577,482
原価	1,823,461	5,489,298	5,487,856
差引損益	▲29,504	▲233,790	89,626
配当所要額	39,092	117,276	117,276
再差引損益	▲68,596	▲351,066	▲27,650
収支率	96.3%	93.7%	99.5%

(単位：千円)

8. 実施予定日

令和3年10月1日

<お問い合わせ先>

九州運輸局 鉄道部 計画課

担当：谷口、川上

電話092-472-4051

FAX092-472-2353



九州運輸局

運輸と観光で九州の元気を創ります